

右の廃車申告書に記入して、「ナンバープレート」及び「返信用封筒」と一緒に郵送してください。標識交付証明書(登録時に市から交付される書類)をお持ちの場合は、それも同封してください。(標識交付証明書はなくても廃車できます)

ナンバープレートを返却できなくても廃車できますが、その場合は返却できない理由を必ず記入してください。

### 廃車申告書の記入事項

- ① 標識番号(ナンバープレートの番号)
- ② 廃車理由(該当する理由を○で囲んでください。)
- ③ 廃車申告書の記入日
- ④ 所有者(納税義務者)の住所・氏名等
- ⑤ 連絡先の電話番号(日中連絡がとれるもの)
- ⑥ 経緯(盗難にあった場合等の状況)

廃車申告書が市役所に届いたら、廃車申告受付書(廃車証明書)を返送しますので、あなたの住所・氏名を記入した返信用封筒(110円切手貼付)も同封してください。

〈連絡先〉 八王子市 財政部 住民税課 軽自動車税担当  
電話 042-620-7353

〈送付先〉 下記を切り抜いて封筒に貼っていただいても構いません。

〒192-8501

八王子市元本郷町3-24-1

八王子市役所財政部住民税課

軽自動車税担当 宛

## 軽自動車税(種別割)廃車申告書(郵送用)

〔原動機付自転車(排気量125cc以下)・小型特殊自動車〕

標識番号 (ナンバープレート)	八王子市 【125cc 超のバイクや軽自動車はこの用紙では廃車できません。】
廃車理由	廃棄・転出・譲渡・盗難・その他( )

八王子市長 殿

上記の車両を廃車してください。

令和 年 月 日

〒 -

所有者 住所

(納税義務者) 氏名

電話番号

ナンバープレートを返却できない場合の経緯 (いつ・どこで・どうした)
---------------------------------------

盗難に遭い、警察に盗難届出をした場合	
届出警察署(交番)	
受理番号	
届出年月日	

ナンバープレートが見つかった場合は返却してください。

※軽自動車税(種別割)は、4月1日現在登録のある車両をお持ちの方に1年間分を課税します。4月2日以降に廃車手続をされた場合は、その年度までは軽自動車税(種別割)がかかります。

なお、月割課税の制度はありません。